令和６年度　市・県民税について

令和６年度の市民税・県民税が課税される人へ、税額などを記載した納税通知書を６月６日（木）に郵送します。市民税・県民税は、前年中の所得を基に計算し、令和６年１月１日現在で市内に住所を有する人に課税しています。納期限内の納付をお願いします。

問合せ　税務課☎(43) 1111 内線 133

～令和６年度からの主な税制改正のお知らせ～

１　森林環境税の創設

森林の整備などに関する施策の財源として、森林環境税が課税されます。森林環境税は、新たに年間１人あたり 1, 000 円を課税する国の税金で、個人市民税・県民税と合わせて納付いただくものです。

平成 26 年度から 10 年間にわたり、東日本大震災からの復興財源として、特例で年額 1, 000 円（市民税 500 円、県民税 500 円）を上乗せして課税されていましたが、この臨時的措置が令和５年度で終了となるため、負担額は変わりません。

○令和６年度以降の市民税・県民税の均等割額及び森林環境税

	令和５年度まで	令和６年度以降
国税（森林環境税）	―	1, 000 円
県民税（均等割）	1, 500 円	1, 000 円
市民税（均等割）	3, 500 円	3, 000 円
合　計	5, 000 円	5, 000 円

２　定額減税（特別税額控除）

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和６年度の市民税・県民税の定額減税が実施されます。

前年の合計所得金額が 1, 805 万円以下（給与収入のみの人の場合は、給与収入が 2, 000 万円以下）の納税者の人が対象で、納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族１人につき１万円が令和６年度の市民税・県民税の所得割の額から減税されます。

算定される減税額が、定額減税を行う前の個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は調整給付が行われます。

～扶養控除などの申告はお済みですか～

所得税の確定申告をする必要がない場合でも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、市民税・県民税の申告をすることで税額を低く抑えることができる場合があります（確定申告がお済みの人は、市民税・県民税の申告を重ねてする必要はありません）。

所得税の定額減税について

令和６年分の所得税について６月から定額減税が実施されます。詳細は国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。

問合せ　春日部税務署☎ 048 (733) 2119

各種税証明書の発行について

令和６年度の住民税決定証明書、所得証明書、非課税証明書は、６月６日（木）から取得できます。税法上の扶養親族として控除対象になっている人は、ご本人の申告がなくても、非課税証明書が発行できますが、所得が０円であるなど、所得の証明が必要な場合は、ご本人の申告が必要です。また、収入などがある場合は、申告後すぐに証明書の発行はできませんのでご注意ください。

空き家などの適正な維持管理を！

適正な管理ができていない空き家などの増加は、倒壊や犯罪、火災の発生など近隣住民の生命や財産、安心安全な暮らしに悪影響を及ぼします。

所有者や管理者は、空き家などが管理不全な状態にならないよう、自らの責任で適正な管理に努めてください。

空き家などが原因となって、近隣や通行者に被害が生じた場合、所有者や管理者の責任となり、賠償責任を問われるおそれがあります。問題が発生する前に、適切な管理をお願いします。

空き家などを放置してしまうと…

強風などで屋根や雨どい、外壁が飛ばされる
樹木の枝が敷地の外にはみ出す
火災発生や倒壊
不審者の侵入
雑草が生い茂る・ごみの不法投棄　…こんなことに。

空き家でお困りなら…「 空き家コーディネーター 」にご相談ください！

県では、空き家相談の総合窓口を開設しております！

専門的な知識や経験を持つ「空き家コーディネーター」が、相談内容に応じて、解決に向けた具体的な手法の提案や各種専門家の紹介、必要な費用の試算、所有者と活用希望者とのマッチングなどを行います。

受付　午前９時～正午、午後１時～５時（土曜、日曜、祝日は除く）
電話　☎0120 (157) 393（フリーダイヤル）
費用　無料（各種専門家への相談や業務依頼は一部有料となる場合あり）

問合せ　くらし防災課☎(43) 1111 内線 586

令和６年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

―だれもがどれも選べる社会に―

６月 23 日から 29 日の１週間は、男女共同参画週間です。

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年６月 23 日にちなんで設けられました。男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

●男女共同参画週間記念パネル展を開催

期間　６月 24 日（月）～ 28 日（金）
場所　幸手市役所本庁舎１階ロビー

●男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

問合せ　人権推進課☎(43) 1111 内線 162